

# 平成15年度総合評価書

「総務省の政策の協働促進」  
～ 部局間の更なる連携の促進に向けて～

平成16年3月

総務省大臣官房政策評価広報課

## 目 次

( 要 旨 )	2
( 本 編 )	
1 総合評価の実施について	
( 1 ) 総合評価の位置付け	4
( 2 ) 評価テーマ	4
テーマ名	
選定理由	
( 3 ) 評価のねらい	6
( 4 ) 評価の実施体制及び実施時期	6
( 5 ) 効果の把握の手法	6
2 総務省の政策の協働促進に向けた取組	
( 1 ) 省全体のレベルにおける連携・調整	7
省全体としての政策課題の抽出・共有のための取組	7
ア 総務省重点施策等の策定	
イ 政策評価結果の活用	
協働の促進に資する人事運用・研修	10
( 2 ) 個別の政策課題に対応した連携・調整	12
プロジェクトへの共同参画	12
ア 部局横断型の本部等の設置	
イ 共同研究開発、懇談会の共同開催等	
制度・計画の共同策定	14
既存の行政基盤を活用した連携	15
ア 郵便局の活用	
イ ネットワークインフラ整備の一体的推進	
3 評価結果	17
4 学識経験者等の知見の活用	17
( 1 ) 評価書の設計段階	
( 2 ) 評価書案の作成段階	
5 評価を行う過程において使用した主な資料	18
( 参考 ) 地方公共団体と郵政事業の協力の進展に関する実態調査結果 ( 概要 )	19

## 平成15年度総合評価書「総務省の政策の協働促進」(要旨)

### 評価のねらい

平成13年の総務省発足後の協働の状況を検証し、連携や調整の仕組みを国民に明らかにするとともに、現状の問題点等を把握することにより、政策の協働を進めるに当たり参考となる情報を提供

### 協働状況の検証

#### 省全体のレベルにおける連携・調整

総務省重点施策の策定等による政策課題の抽出・共有  
政策評価結果の戦略的活用  
人事運用

#### 個別の政策課題に対応したレベルにおける連携・調整

電子政府・電子自治体推進本部などプロジェクトへの共同参画  
オンライン化3法の共同制定など制度・計画の共同策定  
郵便局を活用した各種行政サービスの提供等既存の行政基盤の活用

### 評価結果

全省的レベル・個別の政策課題レベルそれぞれにおいて、総務省の政策の協働を促進するための取り組みが進められており、政策の協働の促進・融合化の進展により、旧3省庁の枠組みを超えた「総務省」としての新たな政策が展開

引き続きこれらの取り組みを進めるとともに、政策課題の解決のために更に有効な手段がないか、不断の見直しを続けていく必要

今後、協働の効果の検証方策の検討や、様々な政策分野において新たな政策展開を行うための協働促進策について積極的に検討を進めることが望ましい。

	省全体のレベルにおける連携・調整			個別の政策課題に対応したレベルにおける連携・調整				
	政策課題の抽出・共有		人事運用・研修	プロジェクトへの共同参画		制度・計画の共同策定	既存の行政基盤の活用	
	重点施策等の策定	政策評価の活用		部局横断型本部等	懇談会の共同開催等		郵便局の活用	ネットワークインフラの整備
期待される効果	組織の使命・ビジョンの明確化 政策等の優先順位付けへの活用	政策課題の共有化 戦略的意思決定・政策調整のツール	新たな発想・行政ツールの活用 職員の一体感の醸成	問題意識の共通化、進度の調整 迅速な意思決定		政策の全体像の共有化 一体的な政策パッケージの効率的・迅速な提供	行政サービスのより効率的な提供 新たな政策展開	
取り組み状況	総務省重点施策  概算要求主要事項  特定課題	政策体系の明確化  大括りのアウトカム目標設定  各種情報の官房内共有化	旧省庁ポスト間の人事交流  各種研修の実施	電子政府・電子自治体推進本部  情報セキュリティ対策会議  政策統括官	地方税電子納税システムに関する研究開発  消防防災分野での映像電子ネットワーク活用	電子政府・電子自治体推進プログラム  行政手続オンライン化3法  官署法	証明書交付事務  高齢者生活状況確認  不法投棄情報提供	霞が関WANとLGWANの相互接続  地域公共ネットワーク整備への支援
今後の課題	行政需要の変化等を踏まえ不断の見直し	評価の戦略的活用、政策評価審議官の活用  評価作業の重点化・効率化	引き続き積極的に取り組み	必要に応じ、他の政策分野においても推進		制度の周知、適切な運用  固定資産税課税台帳記載事項証明書の交付(追加)	引き続き推進	

## 1 総合評価の実施について

### (1) 総合評価の位置付け

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき定められた「政策評価に関する基本方針」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定。以下「基本方針」という。）においては、政策評価を行うに当たっては、政策の特性等に応じて合目的に、「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとされている。

このうち、総合評価方式については、以下のように整理している。

#### （総合評価方式）

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式

評価法第 6 条及び基本方針に基づき定められた「総務省政策評価基本計画」（平成 14 年総務省訓令第 41 号）においても、総合評価方式について、同様に整理している。

### (2) 評価テーマ

#### テーマ名

「総務省の政策の協働促進」

#### 選定理由

平成 13 年 1 月の中央省庁再編により、中央省庁行政組織、公務員制度、地方行政、選挙、消防防災、情報通信、郵政事業など国家の基本的仕組みにかかわる諸制度、国民の経済・社会活動を支える基本的システムを所管し、国民生活の基盤に広くかかわる行政機能を担う省として、総務庁、郵政省及び自治省を統合した総務省が発足してから、3 年余が経過した。

「行政改革大綱」（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）においては、総務省に対し、組織統合に伴う運営・施策の融合化方針として「国・地方を通じた行政改革等の推進」、「電子政府・電子自治体の構築などの国・地方を通じた行政の情報化」、「地方公共団体と郵便局の協力」等の項目が示され、「組織統合のメリットを十分に発揮するこ

とが必要」とされている。

「政策の協働促進」は、評価法が評価対象として規定している「政策」そのものというよりも、個別の政策を実施する上での下支え・土台となるシステム・政策運営の在り方に係るものであるが、上記のとおり、総務省においては極めて重要な課題である。

省発足から3年を経過したこの時点で、政策の協働に向けた取組状況をチェックし、今後の政策展開に資する情報を得ることは極めて有意義であり、「総務省の政策の協働促進」をテーマとして選定した。

(参考1) 行政改革大綱(平成12年12月1日閣議決定)(抄)

中央省庁等改革の的確な実施

1 省庁再編のメリット発揮等

(1) 組織統合に伴う運営・施策の融合化

ア 基本的考え方

今回の中央省庁等改革においては、高い視点と広い視野からの政策立案機能を発揮させ、縦割り行政の弊害を排除するため、大括り再編成を行うこととしており、再編後の新府省においては、組織統合のメリットを十分に発揮することが必要である。

このため、今後、以下の新府省ごとの組織統合に伴う運営・施策の融合化の方針により対処していくこととする。(中略)

イ 運営・施策の融合化の方針

(エ) 総務省

総務省は、行政の基本的な制度の管理運営、地方自治制度の管理運営、電気通信・放送行政、郵政事業等を一体的に推進することを目的とし、内閣及び内閣総理大臣を補佐する役割を担うものとして設置されるものであることにかんがみ、以下の方針により融合化を推進する。

地方分権の一層の推進を図るとともに、国・地方を通じた行政制度の整備、行政改革を推進する。

電子政府・電子自治体の構築などの国・地方を通じた行政の情報化、国・地方・民間の各レベルにわたる情報通信ネットワークの整備・高度化とその利用環境の向上など官・民を通じた情報化戦略を推進する。

国民の利便に直結するワンストップサービスなど地方公共団体と郵便局の協力等を推進する。具体的には、ア) 地方公共団体の業務のうち郵便局と連携することにより、より効率的な行政サービスが提供できるものの範囲、イ) 具体的な業務について連携を実施する上で検討すべき法的課題、ウ) 地方公共団体と郵便局が連携する場合におけるその他の課題、について検討し、実施可能な施策から試行的に実施する。

(参考2) 評価法第2条第2項における「政策」の定義

行政機関が、その任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする行政上の一連の行為についての方針、方策その他これらに類するもの

### ( 3 ) 評価のねらい

平成 14 年度及び平成 15 年度において実施してきた実績評価においては、総務省の主要な政策を網羅する形で、個々に政策目標を設定し、政策効果を測定することにより「何をやるか・やってきたか ( what )」について評価を行ってきた。

これに対し、今回の総合評価においては、視点を変えて「いかにやるか ( how )」を切り口にし、個別の政策・施策そのものというよりも「政策の協働促進」として、政策・施策の企画立案・実施に当たっての取組方、一つの省としての行政運営の在り方といういわば個々の政策を下支えする政策運営を中心に検証する。

具体的には、平成 13 年の総務省発足後の協働の状況を検証し、連携や調整の仕組みを国民に明らかにするとともに、現状の問題点等を把握することにより、政策の協働を進めるに当たり参考となる情報を提供することを評価のねらいとする。

### ( 4 ) 評価の実施体制及び実施時期

大臣官房関係各課及び各政策所管部局の協力を得て、平成 14 年度から平成 15 年度にかけて、大臣官房政策評価広報課が実施した。

### ( 5 ) 効果の把握の手法

「政策の協働促進」は、個々の政策そのものというよりもむしろ政策運営の在り方に着目することから、必要に応じ個別施策の状況にも触れつつ、資料等の収集、関係部局からのヒアリング、地方自治体等への実地調査等を行うことにより、「協働促進」への取組状況等を検証する。

## 2 総務省の政策の協働促進に向けた取組

### (1) 省全体のレベルにおける連携・調整

非常に幅広い行政分野を所掌する総務省においては、省全体からみた重要政策課題、組織の使命やビジョンを明確にすることにより、省としての政策課題を共有し、個々の施策がどこに位置付けられ、どのような目標に向かって実行されているのかを常に意識しつつ日々の業務に取り組んでいく必要がある。

また、意思決定権者においては、部局や省全体を見渡しつつ、政策課題の優先順位付けや資源の投入の検討を行うことが必要である。

省全体の意思決定・調整の仕組みとしては、大臣、副大臣、政務官、各部局長等を構成員とする「省議」が省内の最高意思決定機関として存在するが、本項においては、部局や幹部の意思決定に資するツールに関する取組を明らかにする。

#### 省全体としての政策課題の抽出・共有のための取組

##### ア 総務省重点施策等の策定

###### (期待される効果)

省全体の業務を俯瞰<sup>ひかん</sup>して重要政策課題を抽出することは、最も端的に政策課題を共有する方法の一つである。

これを通じ、職員一人一人が組織の使命やビジョンを明確に認識・共有しつつ、業務を遂行していくものと考えられる。加えて、省としての戦略的な政策展開に向けて、幹部が政策目標の実現のための資源の割当て、優先順位の明確化等に活用していくことも可能となる。

また、対外的にも、総務省の担う行政分野における政策課題について分かりやすく明らかにすることが可能となる。

###### (経緯)

省庁再編前においては、旧郵政省・旧自治省は省としての重点施策を概算要求段階で策定していた。

総務省発足後、省として重点的に取り組むべき政策課題について明確にすることは、従前にも増して重要となってきたため、行政分野ごとに取りまとめ・公表するのではなく、大臣官房を中心として、各政策所管部局との調整を経て、省の所管する政策全般にわたって翌年度の重点施策を取りまとめることとした。

###### (取組の現状)

現在、総務省では、年に1回、翌年度の概算要求の時期に合わせ、翌年度の重点施策を決定している。

この重点施策においては、個々の部局別の所管政策のくくりを超えて、総務省



の所管行政を大きく5分野に整理することにより、高次の政策目標の達成に向けた個々の施策や事務・事業の位置付けを明確化している。

(注) 総務省重点施策における5分野

行政改革の推進、 地方分権の推進等、 日本発新IT社会の構築、 新たな郵政行政の推進、 国民の安全・安心の確保

また、翌年度概算要求の主要事項についても、当該重点施策に示された5分野におおむね沿った形で整理され、同時期に公表し、予算という側面からの総務省の主要政策課題が何かを明らかにしている。

これら省全体の政策課題を一覧できるものに加えて、対外的な関心や緊急性の高い特定の政策課題を切り出して取りまとめたものとして、平成13年度には、「平成14年度に向けての政策推進プラン」を、平成14年度には「総務省制度・政策改革ビジョン」を、平成15年度には「総務省「地域再生支援プラン」」を策定し、経済財政諮問会議に提出した。

(参考1) 「平成14年度に向けての政策推進プラン」の主な内容

行政改革を推進し、国民本位の行政を実現  
地方分権を一層推進し、地方の自立・活性化のための基盤を強化  
IT革命を推進し、社会経済構造を刷新 等

(参考2) 「総務省制度・政策改革ビジョン」の主な内容

「補完性の原理」に基づき、国と地方の役割分担を適正化  
縦割り行政からの脱却、地域における行政の総合化の推進

(参考3) 「総務省「地域再生支援プラン」」の主な内容

以下の基本的な取組方針により、地域再生への取組を積極的に支援  
地方公共団体のアウトソーシング等の促進  
地域資源の有効活用  
ITを活用した地域再生

(今後の課題)

政策の目標や個々の施策の位置付けについて、対外的にも分かりやすく整理されている。引き続きこれらの取組を進めるとともに、行政需要の変化等を踏まえ、不断の見直しを行っていく必要がある。

## イ 政策評価結果の活用

(期待される効果)

政策評価は、評価を実施することをもって完結するものではなく、各部局レベル、全省レベルそれぞれにおいて「企画立案 - 実施 - 評価」(Plan-Do-See)のマネジメントサイクルに組み込み、評価結果をいかに政策に反映していくかが問わ

れる。

上位の政策目標をアウトカム化・大ぐくり化して設定し、体系的に個々の政策・施策を整理して目標管理型の業績測定を行うことにより、評価結果により抽出された政策課題を部局内・部局間で共有化し、活用することが可能となる。

また、重要な意思決定に参画する幹部、省内の予算等査定部局等が活用することにより、省全体の戦略的な意思決定・政策調整に資するツールとなり得る。

#### (取組の現状)

総務省においては、省発足とほぼ同時に実績評価を開始し、これまで、主要な政策のすべてについて毎年度実績評価を実施してきた。

一方で、実績評価の対象政策は、予算中心の政策や制度の在り方の検討が中心である政策等様々な性格のものがあることもあって、政策の単位を統一し体系的に整理すること等について更に検討が必要と指摘されていた。

現在策定作業を行っている次期総務省政策評価基本計画（対象期間：平成 17 年度～19 年度）においては、政策の体系を明確化することを念頭に置いて、前述の重点 5 分野を中心に、

- ・総務省の「主要な政策」及びその目標
- ・当該目標を実現するための「主要な施策」
- ・その「施策の実施手段」(予算、制度の企画立案、情報提供等)

を体系的に整理し、政策・施策・実施手段がどのように有機的に連携しているのかを明確化することとしている。また、政策の体系化に当たっては、部局の所管にかかわらず共通のアウトカム目標に着目した整理を行うこととしている。

評価結果の政策への反映については、政策の所管部局等及び官房各課は政策評価の結果を政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、法令等による制度の新設・改廃等）に活用し、適切に反映することを目標としている。

平成 15 年度実績評価においては、評価結果等の各種情報を官房各課で共有することにより、概算要求、法律等の企画立案に関する省全体の取りまとめに当たっての参考となるよう、実施時期の早期化、緊密な連絡調整を行ったところである。また、評価結果を局内での概算要求に関する議論に積極的に活用した部局も現れてきている。

#### (今後の課題)

「企画立案 - 実施 - 評価」の政策のマネジメントサイクルに政策評価が組み込まれ、機能することにより、真に重要な政策課題への資源の集中、アウトカム目標を設定し成果を重視する仕事の進め方が徹底される等の業務運営面の改革（マネジメント改革）を進展させることが必要である。

これまで 2 回の実績評価を行い、徐々に政策所管部局や査定部局の取組も変化してきているところであるが、全省的に戦略的な活用がされているところまでは至っていない。

これらの取組を推進するためには、政策評価を軸としたハイレベルの調整機能

を強化することが不可欠である。このため、政策評価結果の予算等への反映及び省内のマネジメント改革等を推進する「大臣官房政策評価審議官」を平成 16 年度に設置することとした。今後、同審議官を中心として、評価の質の向上、評価結果の活用方策等について検討を進めていく必要がある。

また、今後、政策の協働に資する評価結果の戦略的な活用等の状況等をみながら、評価作業の重点化・効率化についても配慮していく必要がある。

#### 協働の促進に資する人事運用・研修

人事運用や研修については、それ自体が「政策」に当たるかどうかは別の問題として、政策運営の在り方の検証を行うに当たり視野に入れて検討すべきものである。

#### (期待される効果)

政策の協働を進めていくためには、個々の政策を実際に企画立案・執行していく職員の人事配置も重要な課題である。複雑化、多様化する行政課題・ニーズに対応した斬新かつ的確な政策を企画立案等していくためにも、人事配置等を的確に行うことにより、従来の所管の枠にとらわれない新たな発想、行政ツールの活用を促すことが必要である。

また、3 省庁が統合して発足した総務省には、行政改革、地方自治、情報通信等多様な行政経験をもつ職員が多数存在している。これら職員個々の知見を活用しつつ「総務省マン・ウーマン」として一体感を持って切磋琢磨することにより、新しい社会・行政を切り開くパワーが生み出される。研修は、職務遂行に必要な知識の習得が大きな目的の一つであるが、省全体の業務・役割の概要の習得や様々な他部局職員との交流を通じて、視野の拡大、総務省職員としての一体感が醸成される。

#### (取組の現状)

3 省庁の統合により発足した総務省においては、旧省庁の所属によるポストの固定化をできる限り避け、適材適所を前提とした一体的な人事配置を進めている。旧省庁ポスト間の「交流」(例：旧総務庁部局に旧自治省・旧郵政省に採用された者を配置)の状況は以下のとおりである。

「交流」の状況

クラス	数
局長・審議官・部長等	9
課長・企画官等	15
課長補佐等以下	60
地方支分部局	5
合計	89

(平成 16 年 1 月末現在)

また、地方公共団体からの要請にこたえて、専門的な知見を有する行政官について地方公共団体との人事交流を行っている。行政官にとっても、地方行政の現場を直接的に体験することにより得ることができる知識、経験、問題意識等は、国における政策の企画立案等を行うに当たり極めて重要なものである。総務省発足後においては、旧自治省出身者のみならず、旧総務庁、旧郵政省出身者に対しても地方公共団体との人事交流の機会を拡大しており、地方行政の現場において得られた知識、経験等の各行政分野への活用が考えられる。

#### 【人事配置の例～国と地方の行政改革に係る人事配置】

行政改革は、国と地方双方における喫緊の政策課題である。

一方、国の行政改革と地方公共団体の行政改革は、地域性や規模の差など地方公共団体の置かれている状況の違いもあり、個々の政策・施策をそのまま同様に実施すればよいものではないが、行政の簡素・効率化、政策評価、情報公開等国と地方に共通する政策課題は少なくない。

これらの政策課題の解決に当たり、相互の行政経験を生かした政策の展開、知識・情報の共有化、新たな行政手法の検討等が必要となる場合には、各種会議等の開催、日常の情報交換、前述の国と地方公共団体との人事交流等に加え、省内の人事異動によって協働を推進することも有益である。

例えば、行政改革の一体的推進の観点から、国の行政改革（行政管理局、行政評価局等）、地方の行政改革（自治行政局）それぞれの担当部局間で積極的に人事異動を行っている。

平成16年1月現在、行政評価局長に旧自治省出身者、自治行政局長に旧総務庁出身者を充てるなど幹部クラスの任用を始めとして、中堅・若手クラスにおいても旧省庁の所属を超えた人事異動が行われている。

研修については、新規採用職員研修の実施により総務省全体の業務の概要を修得させるとともに、新任係長級研修、新任課長補佐級研修の2種類の階層別研修の実施により、視野の拡大及び総務省職員としての一体感の醸成を図っている。

また、人事会計担当者研修、IT研修などの専門研修においては、専門知識の修得による職員の資質向上が主目的ではあるが、こちらも様々な部局の職員が研修へ参加しており、一般研修と同様に一体感の醸成に寄与している。

#### （今後の課題）

このように、人事配置及び研修の実施により一体化を進める取組が行われているところであり、引き続き積極的に取り組んでいく必要がある。

## (2) 個別の政策課題に対応した連携・調整

所管行政分野が異なる部局が、いろいろな方策で連携を取って政策課題の解決策を検討することを通じて、多様化・複雑化した行政課題に対して、従来の発想を超えた新たな政策展開が可能となる。

部局の所管分野を超えて連携して取り組むべき政策課題について、具体的にどのような手法で連携を取っているか、旧3省庁の所管を超えて連携を行っている取組事例を基に検証を行う。

### プロジェクトへの共同参画

#### (期待される効果)

部局の所管分野を超えて連携が必要な政策課題については、関係部局長等を構成員とする対策本部等の設置、特命事項を担当する幹部クラスのスタッフ職の活用等により、問題意識の共通化、進度の調整、迅速な意思決定が図られる。

また、将来的な政策課題への対応策の検討や研究開発施策については、研究会等を開催し外部の知見を活用することが多いが、これを異なる部局で共同開催することにより、同様の効果が得られるものと考えられる。

### ア 部局横断型の本部等の設置

#### (取組の現状)

電子政府・電子自治体の構築は、行政管理局(国の行政情報化を所管)、自治行政局(地方公共団体の情報化を所管)、情報通信政策局(IT政策、技術開発等を所管)等複数の部局にまたがる課題である。

総務省発足前から、必要に応じ連絡・調整を図りながら旧省庁ベースの取組が進められてきたが、総務省発足後においては、以下のとおり推進体制が着実に整備され、一体的に政策を推進している。

「総務省電子政府・電子自治体推進本部」の設置(平成15年12月)

省内関係局が一体となって、電子政府・電子自治体の構築の総合的かつ迅速な推進を図るため、総務大臣を本部長、関係部局長等を構成員とする本部を設置。

「総務省情報セキュリティ対策連絡会議」の設置(平成16年2月)

重要インフラを管理・運用する各省庁・地方公共団体、情報通信事業者等の民間事業者、あるいはネットワークや情報システムの企業ユーザー・個人ユーザーなど各主体による情報セキュリティ対策の強化が求められており、

各主体間の連携・協働関係の構築も重要な課題である。このため、総務副大臣・政務官を議長・副議長、関係部局長等を本部員とする標記会議を開催。

#### 政策統括官の設置

局長級のスタッフ職として省庁再編の際に「政策統括官」職が整備された。総務省では、2人の政策統括官をそれぞれ「電子政府・電子自治体等担当」「情報通信担当」として分担させ、部局をまたがる政策課題に対応している。

また、省内組織ではないが、電子政府・電子自治体の構築の政府全体の推進役でもある総務省として、以下の会議の庶務を部局が連携して行っている。

#### 電子行政推進国・地方公共団体協議会の設置（平成15年8月）

国・地方を通ずる行政情報化の総合的・一体的な推進に、より強力かつ機動的に取り組むため、国、地方公共団体間における実務者の協議の場として、電子政府構築計画に基づき、標記協議会を設置（構成員：国、都道府県、市町村の課長クラス。行政管理局及び自治行政局が共同して会議庶務を担当。）

### イ 共同研究開発、懇談会の共同開催等

#### （取組の現状）

ITを核とした高度の技術開発、将来的な政策課題の検討のために、部局が連携して研究開発や懇談会開催を行っている例として、以下のものがある。

#### 地方税電子納税システムに関する研究開発

情報通信政策局と自治税務局が連携して通信・放送機構へ資金を投入し、地方公共団体がインターネットを利用した地方税電子納税システム等を実現するに当たり障害となる技術課題を解決するため、電子申告に係る範囲の電子納税機能等の追加のための研究開発を実施している。

「地域における情報化の推進に関する検討会」による、消防防災分野における映像伝送ネットワークの活用に係る検討

地域情報化の現状を踏まえ、市町村、都道府県、国等を結ぶ公共ネットワークの在り方等を整理し、今後の施策展開について検討を行う標記検討会（政策統括官2人の調査研究会）が開催されている。

検討会には消防庁がオブザーバー参加し、災害時における映像伝送について、既存の「地域衛星通信ネットワーク」による配信のほか、地方公共団体

において整備されている大容量ネットワークを活用し、ネットワークを相互接続し消防庁及び地方公共団体へ映像伝送を行う必要性について、検討が進められている。

#### 制度・計画の共同策定

##### (期待される効果)

法制度や計画・指針等を部局が連携して企画立案、策定することにより、政策の全体像を共有化し、目標期限に向かって進度を的確に調整しつつ、一体的な政策パッケージを効率的かつ迅速に提供することが可能となる。

##### (取組の現状)

電子政府・電子自治体の構築については、以下のとおり、総務省発足当初から法制度、計画・指針等の整備に連携して取り組んでおり、個々の政策が一体となって推進されるよう工夫を行っている。

- 平成 13 年 10 月 「電子政府・電子自治体推進プログラム」の策定  
「全国ブロードバンド構想」の策定
- 平成 14 年 12 月 行政手続オンライン化関係 3 法の成立（行政管理局及び自治  
行政局が共同で取りまとめ。平成 15 年 2 月施行）
- 平成 15 年 8 月 「電子自治体推進指針」の策定（平成 15 年 7 月に策定された  
電子政府構築計画との進め方の調整、整合性の確保）

また、法律の共同立案の例としては、上記行政手続オンライン化関係 3 法のほか、郵便局と地方公共団体が連携して行政サービスをより効率的に提供するため、地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）が自治行政局及び郵政企画管理局（当時）の共同作業で立案され、総務省発足後の平成 13 年 12 月に施行された（P15「ア 郵便局の活用」参照）。

（注）日本郵政公社の発足に伴い、「郵政官署」は「郵便局」に変更されている。

##### (今後の課題)( 共通)

本項では、電子政府・電子自治体分野、IT 分野における連携を中心に取り上げたが、他の政策分野においても、必要に応じ、これらを参考にした連携・調整の取組を進めていくことが必要である。

なお、情報通信技術に関する研究開発は、電子政府・電子自治体のセキュリティ対策やコンテンツの高度化、消防防災、救急分野への活用等総務省の所管政策への活用に関して様々な可能性を秘めており、今後の政策の協働促進に大きな役割を果たすものと考えられる。

## 既存の行政基盤を活用した連携

### (期待される効果)

総務省発足以前に旧3省庁それぞれにおいて別個に構築していた行政基盤について、総務省として一体的に新たな活用方策が検討・実施されることにより、行政サービスのより効率的な提供、新たな政策の展開等が可能となる。

### ア 郵便局の活用

#### (経緯)

従前から、地方公共団体と郵便局が協定等を締結することにより、一定の事務を協力して実施する取組が行われていたが、郵便局が受託できる事務の範囲について法律上の限界があり、受託事務の更なる拡大、明確な法律上の根拠が求められていた。

これらを踏まえ、地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律が自治行政局及び郵政企画管理局(当時)の共同作業で立案され、総務省発足後の平成13年12月に施行された。

これによって、戸籍謄抄本等6種類の証明書交付、バス回数券等の郵便局窓口販売、外務職員を活用したサービスの提供等について、法律上明確に位置付けられるとともに、必要な手続等が整備された。

#### (取組の現状)

地方公共団体の事務を取り扱う郵便局数は、平成14年12月末の979市町村1992局から、平成15年12月末には1214市町村3166局に大きく伸びており、市民に身近な場所でのサービスの提供が可能となっている。

サービスメニュー	市区町村		郵便局	
	14年度	15年度	14年度	15年度
証明書交付事務	37	87	97	307
受託販売事務	108	153	532	896
受託交付事務	1	3	62	456
利用申込取次事務	0	1	0	2
自動交付機消耗品補充等事務	0	1	0	1
高齢者等への生活状況確認	507	625	800	989
日用品の注文・図書貸出し等受付・配送	1	1	2	2
廃棄物等の不法投棄に関する情報提供	837	1007	1363	1597
合計	979	1214	1992	3168

(注) いずれも12月31日現在。また、合計欄は各項目の重複を除いている。



平成 15 年 3 月、政策評価広報課により鳥取市、岡山市及び福岡市並びに管内の郵便局の实地調査を行った(巻末参照)。これらの地域においては、法整備により新たに郵便局で行うことが可能となった各種公的証明書交付事務を実施している。

自治体・郵便局双方とも、住民の反応は極めて好評で、特に離島地域(福岡能古)においては喜ばれているとのことであった。また、自治体からは、サービスセンター等を新たに開設するのに比して安価にサービスの充実ができるとの評価が得られた。

一方、当初見込みほど利用件数が増えていないため、運用経費について想定していたほどの軽減効果が現在はないとの意見や、手数料の納付方法の改善等の要望もあった。

#### (今後の課題)

本制度は、市町村合併後のワンストップサービスの提供の観点からも有用なものであり、制度の周知を図るとともに、プライバシー保護に万全を期す等制度の適切な運用を行っていく必要がある。

また、現行の 6 証明書交付事務に加え、地方公共団体から要望の強い、固定資産課税台帳記載事項に係る証明書の交付について、平成 16 年 4 月から郵便局において行うことができるよう所要の法案を国会に提出しており、その成立と円滑な施行に努める必要がある。

### イ ネットワークインフラ整備の一体的推進

#### (取組の現状)

国・地方公共団体の行政レベルにおけるネットワーク化を推進するため、国の府省間のネットワークである「霞が関 WAN」(行政管理局所管)と地方公共団体を相互に接続する「総合行政ネットワーク(LGWAN)」(自治行政局所管)を相互接続した(平成 14 年 4 月)。これにより、国と地方公共団体間におけるコミュニケーションの円滑化、行政文書の電子的な交換等が実現され、電子政府・電子自治体の実現に不可欠のインフラとなるネットワークが完成した。

また、地域住民に密着したサービスを便利にかつ効率的に展開する電子自治体の基盤となる地域公共ネットワークの整備については、地域イントラネット基盤施設整備事業(情報通信政策局所管)、地方財政措置等により、電子自治体の構築に取り組む地方公共団体等への支援を行っている。

(注) 地域公共ネットワーク

地域の教育、行政、福祉、防災等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、庁舎等の公共施設等を高速・超高速で接続する情報通信ネットワーク

#### (今後の課題)

電子政府・電子自治体の構築に向けて、各部局が連携して一体的な推進を行っているところであり、引き続き取り組んでいく必要がある。

### 3 評価結果

これまでみてきたとおり、全省的なレベル・個別の政策課題のレベルそれぞれにおいて、総務省の政策の協働を促進するための取組が進められている。

協働に基づき進められている個別の施策の効果等については、毎年度実施している個々の実績評価や事業評価を参照されたいが、政策の協働の促進・融合化の進展により、この評価書においていくつかの事例を明らかにしたように、旧3省庁の枠組みを超えた「総務省」としての新たな政策の展開が進んできているものと考えられる。

今後、政策の協働をより一層促進し、異なる行政分野の融合による新たなパワーを生み出して総務省に課せられた重要な任務を円滑に遂行していくためには、引き続きこれらの取組を進めるとともに、政策課題の解決のために更に有効な手段がないか、不断の見直しを続けていく必要がある。

本総合評価は、総務省で行われている協働促進策すべてを網羅したものではなく、結果として電子政府・電子自治体の構築を含むIT関連政策や郵便局の活用が記述の中心となっている。今後、様々な政策分野において、上記の取組を参考として、必要に応じ、新たな政策展開を行うための協働促進策について積極的に検討を進めることが望ましい。

協働の効果について定量的に把握・分析することは困難な面があるが、今後、効果の検証方策についても検討を進める必要がある。

### 4 学識経験者等の知見の活用

#### (1) 評価書の設計段階

評価テーマ設定の考え方、評価項目等について、平成15年11月11日、総務省政策評価会の意見を聴取し、可能な限り評価書の設計に反映した。

(主な意見)

- ・総合評価では「何をやるか(what)」ではなく「いかにやるか(how)」を議論すべき。
- ・制度ではなく、NPM的なスタイルや行動様式の観点から横断的な議論が必要。
- ・「政策の協働」は手段であり目的ではないため、どのような焦点をもって評価するかが一見して分かるような工夫が必要。
- ・評価対象を横串で通すようなキーワードとして「政策調整」という概念を取り入れてはどうか。

#### (2) 評価書案の作成段階

評価書案について、全体の構成、内容等について、平成16年3月16日、総務省政策評価会の意見を聴取し、可能な限り評価書案に反映した。

(主な意見)

- ・ 今後は、評価結果の活用についてトップダウンで取り組むことが重要。
- ・ すべての政策・施策が同一のスピードで進むわけではなく、評価時期については、政策に応じた時間軸での切り方も考えていく必要がある。
- ・ 内容が具体的でよくまとまっている。
- ・ 総合評価というフォーマットにとらわれすぎており、総務省はこうだと外向けのビジョンや自己主張を積極的に打ち出した方がよい。
- ・ 総合評価は、いろいろなやり方があるので、今後はどのように利活用していくかを考え、もう少し幅広なものであってもよい。
- ・ 今回の総合評価に当たり、いくつか現場の意見を聞いているが、これは大変重要である。他の問題についても取り組んだほうがよい。
- ・ 都合のよいところだけ「つまみ食い」したとの疑念が生じないように、フレームワーク（協働・連携に係る縦・横の関係、省内・省庁間・省外別のマトリックスなど）を作って取り組むことも考えられる。

総務省政策評価会における議事の詳細については、総務省ホームページ「総務省の政策評価」(下記アドレス)を参照されたい。

( <http://www.soumu.go.jp/daijinkanbou/seisaku.html> )

5 評価を行う過程において使用した主な資料

- ・ 行政改革大綱（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）
- ・ 電子政府構築計画（平成 15 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）
- ・ 消防白書（平成 15 年版）
- ・ 情報通信白書（平成 15 年度版）
- ・ 平成 14 年度及び平成 15 年度実績評価書・事業評価書
- ・ 「新たな行政マネジメントの実現に向けて」(平成 14 年 5 月 13 日新たな行政マネジメント研究会)
- ・ 「各府省が実施した政策評価についての審査 - 平成 14 年度総括 - 」(平成 15 年 7 月総務省行政評価局)
- ・ 総務省ホームページにおいて公表している各政策分野の資料

(参考)

## 地方公共団体と郵政事業の協力の進展に関する実態調査結果(概要)

- 調査対象： 地方公共団体：鳥取市、岡山市、福岡市  
郵便局：鳥取小山北郵便局・鳥取中央郵便局、岡山豊成郵便局、福岡能古郵便局
- 調査日時： 鳥取：平成15年3月3日～5日  
岡山：平成15年3月11日～12日  
福岡：平成15年3月14日
- 調査方法：事前に質問票を送付し、総務省官房政策評価広報課職員によるヒアリング等を実施
- 調査結果：以下のとおり

### 地方公共団体関連

#### 問1 官署法施行以前には郵便局等との協力を行っていましたか。

(鳥取市)

廃棄物の不法投棄等に関する情報提供

(岡山市)

道路の損傷等の情報提供、災害時における相互協力、SOS子どもかけこみ110番等

(福岡市)

道路の損傷等の情報提供

#### 問2 郵便局との協力を決定した理由はどのようなものですか。

(鳥取市)

西部地域での住民増加に伴い、窓口開設要望が市議会等において高まり、検討を進めていたところ、官署法が制定されたため、活用することとしたもの

(岡山市)

IT化が進んでいるが、高齢者のためには窓口が必要。市議会からサービスコーナーの増設要望もあり。

(福岡市)

窓口サービス向上に関する具体策を検討する中で、官署法の内容について研究した結果、効果的かつ効率的と判断  
市内12箇所に「連絡所」を設置し、住民票交付等を行っていたが、見直しを検討している中で、代替措置として適当と判断

問3 現在の協力事務を選定した理由はどのようなものですか。

(鳥取市)

市議会を通じて要望のあったものを実施

(岡山市)

官署法に基づく事務の全てを実施

(福岡市)

諸証明書の取次交付は、サービス内容からも連絡所と比較が可能

市民には好評。また、玄海島、能古島においては、離島対策としても島民には非常に好評。

問4 市町村にとって、どのようなメリットがありましたか。

(鳥取市)

事務の軽減は特にはないが、地域住民にとっては手続を行える窓口の選択肢が増えたというメリットは大きい

経費面では、取扱い件数が当初見込みを下回る見込みであり、メリットが現在はない

(岡山市)

住民へのサービス向上

出張所より経費が安上がり

(福岡市)

市民に身近な場所でのサービスの提供、限られた予算の中で効率的なサービスの提供という点で、事業推進に役立っている

問5 利用者への周知はどのように行っていますか。

(鳥取市)

地区の各区長に案内。市の広報誌、ホームページに掲載。

(岡山市)

広報誌掲載、パンフレット配布等

(福岡市)

区役所、取次郵便局にポスター、チラシを備えるとともに、ホームページにアップ

問6 今後の運用について、どのように計画していますか。

(鳥取市)

市の南部地域においてニュータウンの開発が進行中であり、当該地域での委託が検討に上るものと思われる

合併後の市域内における住民サービスの提供全体を視野に検討

現行法以外の事務も郵便局でできるようになればありがたい

(岡山市)

議会での増設要望もあることから、数箇所局数を増加予定

将来的には、市町村合併の動向、住基ネットの運用状況等を踏まえ、支所等を廃止し郵便局へ6事務を委託することも考えられる

(福岡市)

当初計画では市内に均等に配置。今後は、利用状況を検証し、市民ニーズや郵便局の意見も聞きながら、拡大の必要性を検討

問7 その他、課題や制度への要望などがありますか。

(鳥取市)

より安全、簡便な交付手数料収納方法の検討

(岡山市)

委託していない郵便局から委託郵便局へ取り次ぐシステムができれば一層便利になりありがたい

(福岡市)

交付手数料の払い込み時期、現金以外の払い込み方法の検討等、地方公共団体の経理処理上の問題点についての検討

#### 郵便局関連

問1 官署法施行以前には市町村との協力を行っていましたか。

(鳥取)

外務員を使った「ひまわりサービス」等  
鳥取市・郵政行政研究会を共同開催し、各種サービスの形態を検討

(岡山)

道路の損傷等の情報提供、災害時における相互協力、SOS子どもかけこみ110番等

(福岡)

住民票の写し等の郵送・ファックスによる交付請求の取次  
定例の情報交換会の実施

問2 現在の協力事務を選定した理由はどのようなものですか。

(鳥取)

申請者に係る市との確認作業をさほど要しないものを実施

(岡山)

岡山市からの要望

(福岡)

九州郵政局福岡県本部から話があったもの

問3 郵便局にとって、どのようなメリットがありましたか。

(岡山)

お客様には好評。郵便局のイメージアップになるだけでもプラス

交付の待ち時間を利用して郵政事業の営業ができた例もある。郵政事業に貢献するか否かは窓口の職員の対応次第の面あり

(福岡)

お客様に喜んでもらっている。

問4 利用者への周知はどのように行っていますか。

(岡山)

広報誌への掲載、局内カウンター等に案内を掲示

(福岡)

郵便局便り、公民館便りへの掲載

問5 運用の上で、どのような点に工夫あるいは注意していますか。

(岡山)

住民票等の交付申込を優先的に実施

研修は1回実施。

新人には行わずベテランで対応するなど細心の注意を払っている

(福岡)

研修は2回実施。本人確認については厳しく指導。